

公立大学法人都留文科大学の平成25年度  
に係る業務の実績に関する評価結果書

平成26年8月26日

都留市公立大学法人評価委員会

# — 目 次 —

I	評価実施の根拠法	1
II	評価の対象	1
III	評価の目的	1
IV	評価者	1
V	評価を実施した時期	1
VI	評価方法の概要	2
1	評価の実施に関する定め	2
2	評価の手法	2
3	法人の自己評価の方法	2
4	評価実施の経過	3
VII	評価の結果	3
1	総合的な評定	3
2	評価概要	3
(1)	全体的な状況	3
(2)	大項目ごとの状況	8
①	教育の質の向上に関する事項	8
②	研究の質の向上に関する事項	12
③	地域社会への貢献に関する事項	13
④	業務運営体制の改善及び効率化に関する事項	15
⑤	財務内容の改善に関する事項	17
⑥	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する事項	19
⑦	その他業務運営に関する重要事項	20
3	法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項	21
VIII	法人に対する勧告	22
IX	法人からの意見の申し出とその対応	22
X	項目別評価結果総括表	23

# 公立大学法人都留文科大学の平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果

## I 評価実施の根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条

## II 評価の対象

平成25年度における法人の中期計画（平成21年6月1日市長認可  
計画期間：平成21年度～平成26年度）の進捗状況

## III 評価の目的

法人の大学運営上の問題点、改善すべき業務を明らかにすることにより、都留文科大学（以下「大学」という。）の継続的な質的向上を促進すること及び評価を通じ社会への説明責任を果たすことを目的として行う。

## IV 評価者（評価委員会委員名簿）

氏名	役職等	
原 護	委員長	きさらぎ監査法人 顧問
早 川 源	職務代理	(財)山梨総合研究所 副理事長
鵜 川 正 樹		青山学院大学大学院特任教授／博士（会計学）
加 賀 公 英		(株)文理学院 代表取締役理事長
小 林 孝 次		都留市教育委員会 委員長

## V 評価を実施した時期

平成26年7月1日～平成26年8月26日

## VI 評価方法の概要

### 1 評価の実施に関する定め

公立大学法人都留文科大学の業務の実績に関する評価の実施要領（平成 22 年 1 月 27 日 都留市公立大学法人評価委員会決定）

### 2 評価の手法

法人の自己評価の結果を活用する間接評価方式

### 3 法人の自己評価の方法（評価項目・評価基準及びその判断の目安の概要）

【最小単位別評価】			【大項目別評価】			【全体評価(総合的な評価)】		
①年度計画の最小項目(最大287項目)ごとの達成状況を5段階評価			②中期計画の5つの大項目ごとの達成状況を5段階評価			③中期計画全体の進捗状況を5段階評価		
評点	評語	判断の目安	符号	評語	判断の目安	符号	評語	判断の目安
5	年度計画を十二分に達成	達成度 120%以上	s	中期計画の進捗状況は優れて順調	①の評点の単純平均値4.3以上	S	中期計画の進捗状況は優れて順調	①の評点の単純平均値4.3以上
4	年度計画を十分に達成	100%以上 120%未満	a	中期計画の進捗状況は順調	3.5以上 4.2以下	A	中期計画の進捗状況は順調	3.5以上 4.2以下
3	【標準】年度計画を概ね達成	90%以上 100%未満	b	【標準】中期計画の進捗状況は概ね順調	2.7以上 3.4以下	B	【標準】中期計画の進捗状況は概ね順調	2.7以上 3.4以下
2	年度計画はやや未達成	70%以上 90%未満	c	中期計画の進捗状況はやや遅れている	1.9以上 2.6以下	C	中期計画の進捗状況はやや遅れている	1.9以上 2.6以下
1	年度計画は未達成	70%未満	d	中期計画の進捗状況は遅れている	1.8以下	D	中期計画の進捗状況は遅れている	1.8以下

#### 備考

##### 1 最小単位別評価における判断の目安

- (1)年度計画が掲げる数値目標が「〇〇率 100%」であるなど、当該目標の性質上、達成度が目標を超える余地がない場合には、「達成度が 100%であったときを 5」、「達成度が 95%以上 100%未満であったときを 4」、「達成度が 90%以上 95%未満であったときを 3」、「達成度が 70%以上 90%未満であったときを 2」、「達成度が 70%未満であったときを 1」とする。
- (2)年度計画が「〇〇について検討（取り組む）する」ことを内容とするものである場合には、「当該検討の結果、他大学の模範となるような優れた効果、効用が発生したときを 5」、「当該検討の結果、何らかの効果、効用が発生したときを 4」、「当該検討の結果、期待する結果を得たときを 3」、「期待する結果を得るに至らず引き続き検討段階であるときを 2」、「取組みなしを 1」とする。
- (3)最小単位別評価の評点うち 3 以上の評点の占める割合が 90%未満の場合は、一段階下げも可とする。

#### 4 評価実施の経過

6月30日	法人から業務実績報告書の提出
8月5日	都留市公立大学法人評価委員会開催
8月25日	評価書原案の法人提示
8月25日	評価書原案に対する法人意見の提出
8月26日	評価書の確定

### Ⅶ 評価の結果

#### 1 総合的な評定

「中期計画の進捗が順調である」のA評価

##### 【理由】

法人の自己評価による総合的な評定は、「中期計画の進捗が順調である」となっている。

評価委員会において法人から提出された書類、法人関係者からのヒアリング等に基づきその妥当性を検証したところ、一部に進捗の遅れはあるものの、概ね順調に推移しており評価委員会の総合評定は、法人の自己評価どおりとすることが妥当であると判断した。

#### 2 評価概要

##### (1) 全体的な状況

中期目標における期間が最終年度に入り、今年度は、次期中期目標及び中期計画を策定する年度となっている。そこで、今回の事業報告については、改めて中期目標における基本方針、基本目標に照らし、評価を行った。

基本方針では、大学経営を発展的に持続していくためには、学生から選ばれる大学を目指していくこととしており、この方針を達成していくための基本目標として、「教育界、地域社会、国家、国際社会に至るまでの様々な分野で活躍できる人材の育成」、「「教育首都 つる」の核としての地域貢献」、「柔軟で機動力のある大学経営の推進」の3つの項目を掲げている。

つまり、国際化の進展により社会が変化していく中で、地域から世界まで、活躍できる人材を輩出し続け、その者たちが社会で活躍し続けることが大学の使命と言える。

以上を踏まえ、平成25年度の事業年度評価については、1つ目として、様々な分野で活躍できる人材育成を目指していくための教育内容の充実、特にカリキュラム改定後の評価等、2つ目として、入試志願者の確保に向けた取り組みについて、3つ目として、学生の就職に向けた取り組み、4つ目として、国際的視野に立つての教育プログラム等について主眼に置き、評価を行った。

時代のニーズや変化をとらえ、大学の教育目標を達成していくためには、地方独立行政法人法の制度における理念に沿って、P D C A (目標⇒計画⇒評価⇒業務運営への反映)のサイクルを継続的に、スピード感を持って最小単位の項目について取り組み、それを全体的な項目につなげていく必要がある。しかしながら、最小項目単位において、そのような取り組みが滞り、進捗が見られないものが散見された。

まず、カリキュラムの改定後の評価等については、平成25年度入学生から適用するカリキュラムとして、社会のグローバル化、高等教育のユニバーサル化(少子化及び大学定員増による大学進学率の上昇並びに入学機会の多様化)、大学教育の質の保証、21世紀型人材の育成などの教育課題に対応する理念として策定されたものである。しかし、年度計画に掲げているカリキュラム・マップの作成やカリキュラム・ナンバー制導入の未実施、また、改定後のカリキュラムにおける教員養成プログラムとしての機能評価が未実施であるなど、その後の改善に進捗が見られない。今後は、カリキュラムの評価・検証方法を早い段階で確立し、改善につなげていくような取り組みが望まれる。

次に、入学志願者の確保については、学生人口の減少と学生の理系志向などによる影響が大きく、入試志願者が年々減少傾向にあり、計画での目標値を下回っている。この状況の中で、オープンキャンパス、高校訪問、学生メッセージ制度の実施や推薦入試方法の多様化を図るなど、積極的に入試志願者の確保へ向けた努力がなされている。特に、高校訪問では、学科の理論を直接、訪問先の高校へ伝えている努力がうかがえる。今後も厳しい状況は予想されるが、評価と改善を図りながら、入学志願者の確保に向け努力していただきたい。

次に、学生の就職に主眼を置いた取り組みについては、学生の就職は、大学運営の成果

として大きなウエイトを占め、学生が大学を選ぶ重要な基準となることは、言うまでもない。平成18年度から平成25年度までの業種別就職割合の状況では、教員が全体の3～4割、それ以外の職種が6～7割を推移している。

教員を多く輩出していくためには、教職支援センターを核とした「質の高い教員育成」を主眼とした取り組みを推進し、入学年度から4年次までの一貫した教員育成のためのカリキュラムの構築を行う必要がある。また、平成23年度より、小学校において新学習指導要領が全面実施され、小学校高学年で年間35単位時間の「外国語活動」が必修化された。更に文部科学省では、平成30年度を目処にグローバル化に対応した英語教育改革実施計画として、小学校における英語教育の拡充強化を進めることとしており、小学校中学年から英語教育を週1～2コマ程度始め、コミュニケーション能力の素地を養い、高学年では、教科科目として週3コマ程度、初歩的な英語の運用能力を養うとしており、専科教員の積極的活用が必要とされている。本学でも、小学校教員免許教科科目へ外国語活動の指導法（英語）を導入する等小学校において英語指導ができる教員を多く育成するなど、時代の要請に応えるよう努めていただきたい。

企業等への就職については、企業専門の就職相談員を採用し、企業等への学生就職に効果を上げている。今後は一層、就職支援の強化を図り、就職率向上に努めていただきたい。また、英文学科を持っている大学として、アドバンテージを発揮し、学生の英語力を高める取り組みの推進や、グローバル企業へのインターンシップなどを検討することで、一般企業等への就職につながるような取り組みを期待する。

次に、国際的視点に立つての教育プログラム等については、国際化が一層進む社会においては、国際的に活躍できる人材が求められている。そのためには、ネイティブスピーカーの教員の増員や海外留学の支援等を積極的に行うなど、学生の語学力の向上や国際的視野を涵養する取り組みを行う必要がある。

また、TOEICについては、受験者数は増加しているが、今後はその成果の検証が必要となる。さらに、TOEICのスコアがそれほど高くない学生への対応が求められ、英語教育について手厚い指導やそれらを実践していくための体制づくりが急務と言える。

以上、4つの重要なテーマを中心に評価した結果、共通することは、学生の国際感覚の涵養と語学力向上などの「教育の質の向上」である。これを実践していくことで「時代の要請に応える人材の輩出」につながり「大学の安定的な経営」につながっていくと考えられる。

また、中期計画にも示されている、「学際的な視点及び実社会の中で、学生が課題探究能力を身につけられる工夫」として、「探求型の学習」を支援していくことは、大変意義深い。自ら課題を見つけ出し、その課題を解決できる人材の育成が、今まさに求められているため、一層の推進を期待する。

これまでは、中期目標のうち、「教育界、地域社会、国家、国際社会に至るまでの様々な分野で活躍できる人材の育成」から「柔軟で機動力のある大学経営の推進」につながるものとして評価した。

続いて「「教育首都 つる」の核としての地域貢献」についてであるが、SAT（学生アシスタントティーチャー）事業の推進や都留市まちづくり交流センター内に地域交流研究センターのサテライト施設を設置し、地域との交流を深める展開を図るなど、その貢献度は大きい。大学職員や学生が地域に関わることは地域づくりの面でも多大な効果があり、同時に公務員志望の学生にとっては、地域をデザインする能力や地域をマネジメントする能力を身につける格好の機会となる。

都留市の最高規範である「都留市自治基本条例」には、大学の役割として、「市や市民等と連携、協働する中で、大学はその知的資源を最大限に活用し、都留市のまちづくりに寄与するとともに、市民と学生の交流を積極的に進め、都留市の活性化に努めること」とされている。また、大学の運営は、都留市民の税金を原資とする運営費交付金によって維持されている。このことを踏まえ、大学は、市民に支援されていること十分に認識し、これまで以上に地域課題に対して積極的に取り組み、広く市民に還元することが必要であり、今後は、より个性的で魅力的な事業展開を図っていただきたい。

結びに、大学を取り巻く状況は、少子高齢化、人口減少社会の到来により、大学間競争は激化し、社会的にも財政状況が激しさを増していくことが予想され、社会のニーズも



刻々と変化していく。そのような時代の潮流を敏感に感じながら、社会の要請に応える人材を育成、輩出することで、都留文科大学が、発展的に持続していくことを期待する。

今後とも、理事長、学長のリーダーシップのもと、中期目標が確実に達成できるような組織体制の強化を図り、理事、教職員等がそれぞれの立場で力を発揮し、特に平成26年度にあっては、中期目標、中期計画の総仕上げとして取り組み、次期中期目標及び中期計画につなげていくことを期待する。

(2) 大項目ごとの状況

① 教育の質の向上に関する事項

ア	教育の成果に関する目標を達成するための措置
イ	教育内容等に関する目標を達成するための措置
ウ	教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
エ	学生への支援に関する目標を達成するための措置

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
b	3.7	5点	45	29.0%
		4点	42	27.1%
		3点	50	32.3%
		2点	16	10.3%
		1点	2	1.3%
		合計	155	100.0%

※「最小単位別評価の評点平均値」が3.5以上ではあるが、「3点以上の評点が占める割合」については88.4%で90%未満であるため、評定を1段階引き下げ「b評価」とした。

ア 教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 新カリキュラムにおけるカリキュラム・マップの作成やカリキュラム・ナンバー制については、検討段階で止まってしまい、学生への周知には至っていない。大学の教育目標に係る情報については、様々な手法や媒体によって学生や保護者への周知に努められたい。

【1】【14】

- 中学校1種（理科）免許課程認定申請を行ったが、文部科学省の課程認定審査の段階で協議した結果、認可が困難という結論に至った。しかし、理数科目のニーズは高いことから検討は継続し、同様に英語教育や特別支援教育等についても十分に調査、研究を行い、新たなカリキュラム開発に取り組まされたい。【2】
- 教員養成系の大学として、4年間の一貫した実習系授業への取り組み（観察実習・介護体験・教育実習・教職実践演習等）を行うなど教員採用の実績につながるような取り組みを強化されたい。【2】
- 授業アンケートについては、その実施率が専任75%、非常勤58.5%となっている。学生からの細かな意見を把握するためには、実施率を上げるよう取り組ま

りたい。【5】

- 新たに導入したカリキュラムの効果等の検証については、検証結果を導き出すためには、長期的となることは理解できるが、「測定の手法」については、早い段階で確立されたい。【9】
- 各種情報処理関係資格試験への受験の援助申請については、平成 24、25 年度とも申請者がいない状況となっている。その原因等（周知不足であるのか、ニーズがないのか等）を明らかにし、今後の取り組みを検討されたい。【11】

以下に掲げる項目の進捗はやや遅れているため、迅速に実施されたい。

- ・新カリキュラムにおけるカリキュラム・マップを作成し、学生へ周知【1】
- ・カリキュラム・ナンバー制導入の検討【1】
- ・文部科学省へ中学校 1 種（理科）免許課程申請【2】
- ・改定後のカリキュラムの評価と改善【9】
- ・各種情報処理関係資格試験への受験奨励【11】
- ・教員像を明確化と教員免許取得希望者への明示【14】

#### イ 教育内容等に関する目標を達成するための措置

- 入試志願者数は、年度計画数値 4,500 名を下回る 3,814 名となっており、中期目標策定時から年々減少傾向にある。少子化が進み、また、学生の理系志向という状況等で大変厳しいが、更なる取り組みの工夫と推進を求める。【22】
- オープンキャンパス参加者高校生数は、夏季 1,681 名、秋季 307 名となり、延べ人数で年度計画目標数値を上回っている。また、全国 472 校の高校訪問、出前講座を 37 校、大学説明会を 97 会場と、入学志願者確保に向け努力され、評価できる。今後は、県内高校への訪問を強化するなど、取り組む内容を検討し、大学の魅力の発信に一層努められたい。【23】【24】
- 入学志望の外国人留学生への広報について、ホームページは英訳のみとなっているので、他の言語についても対応を検討されたい。【27】

- 大学院生の進路希望に応じるためのカリキュラムの改善については、常にニーズの把握に努め、実行されたい。【40】

以下に掲げる項目の進捗はやや遅れているため、迅速に実施されたい。

- ・入試志願者の確保（4,500名以上）【22】
- ・大学院生の進路希望等に応じたカリキュラムの改善【40】
- ・大学院の社会学地域社会専攻による「単位互換」への取り組み【43】

#### ウ 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

- 学生の支援体制の充実を図るため、教務学生相談員の増員はもとより、各教職員が柔軟な体制の中で学生支援にあたることを望む。【51】
- 「授業の工夫」アンケートは実施しているが、分析まで至っていない。「アンケート」と「分析」はセットで実行するなど、スピード感を持って取り組まされたい。【52】
- 大学施設整備基本構想の具体案については、既存施設の有効活用を視野に検討されたい。【53】

以下に掲げる項目の進捗はやや遅れているため、迅速に実施されたい。

- ・教務学生相談員の増員【51】【68】
- ・大学施設整備基本構想検討委員会答申案の具体案の検討【53】【174】
- ・リジャイナ大学（カナダ）からの留学生受け入れ（3名以上）【58】【118】
- ・卒業生・雇用先の就職後の意識調査【65】【77】

#### エ 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 就職率（就職者数（進学者等を含む。）÷卒業生数×100）は、83.9%で昨年度の83.0%に比べ上回った。キャリア支援センターにおけるサポートの充実に努められたい。【73】
- 卒業生の就職情報のデータベース化は、社会や学生ニーズを把握するために有効

な手段であるため、引き続き推進し、今後のカリキュラム編成等に活用されたい。  
また、保護者からすれば、当面4年間の保障ではなく、その先のサポートとしての卒業生へのアフターケアは、大変重要である。時代に合ったものとして検討がなされ、具体的な改善策に活かされていくことを期待する。【79】

- 学生人口が減少する中で、社会人学生等の獲得に向けた取り組みは重要である。学生が学びやすい環境を整え、そのことを広く周知に努められたい。【83】

以下に掲げる項目の進捗はやや遅れているため、迅速に実施されたい。

- ・ 卒業生の就職情報のデータベース化 【79】

## ② 研究の質の向上に関する事項

- |   |                              |
|---|------------------------------|
| ア | 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 |
| イ | 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置   |

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a	4.1	5点	4	26.7%
		4点	9	60.0%
		3点	2	13.3%
		2点	0	0.0%
		1点	0	0.0%
		合計	15	100.0%

### ア 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 個々の教員の研究に対する学術研究費交付金や学科の特性を生かした先進的・創造的な研究課題に対して交付される特別教育研究費交付金の交付実績については、平成23年度、平成24年度から比べ、年々減少している。この制度の活用により先進的な研究成果や創造的な研究成果の実績があげられ、「研究の質の向上」が「教育の質の向上」へとつながり、「大学の魅力」につながることを期待する。【86】【87】
- 都留の地域をフィールドに様々な地域研究テーマを明確化し、取り組み、研究成果を地域へフィードバックすることは、地域貢献としても大きな成果となる。

【89】【90】【91】

### イ 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 教員の研究活動を促すため、研究実施体制の充実を図り、外部資金を獲得し、それらを活用した研究活動の奨励・啓発に努められたい。【96】
- 研究活動の活性化と質の向上を目的とした、研究費配分システムの構築については、重点領域研究費、特別教育研究費、若手教員研究促進費、外部資金獲得インセンティブ経費などを創設し、教員の研究の奨励・支援が実施されている。機関リポジトリとの連携により本制度の積極的な活用を期待する。【100】

### ③ 地域社会への貢献に関する事項

- ア 「教育首都つる」の推進に関する目標を達成するための措置
- イ 教育機関との連携に関する目標を達成するための措置
- ウ 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置
- エ 国際交流の推進に関する目標を「達成するための措置

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a	3.9	5点	19	39.6%
		4点	12	25.0%
		3点	13	27.0%
		2点	2	4.2%
		1点	2	4.2%
		合計	48	100.0%

ア 「教育首都つる」の推進に関する目標を達成するための措置

- 都留文科大学 COC 事業（地「知」の拠点整備事業）については、今後、独自性と先進性を充実させて組まれない。【101】

イ 教育機関との連携に関する目標を達成するための措置

- 都留市における地域教育の大きな特色となっている SAT（学生アシスタントティーチャー）については、延べ学生数は 477 名であり、目標値 249 名を大幅に上回っている。本成果を学生の効果的な実習の場として、また、地域における教育の充実に向け、更なる効果的な展開を期待する。【102】

- 現在、様々な教育現場の問題が取り上げられている中、現職教員を対象とした公開講座は、地域の教育力の向上に効果的である。また、講座への参加者からその後の実践活動における効果等のデータを収集し、それを検証することにより、更なる研究成果の向上につながることを期待する。

また、SAT-C（特別支援教育の支援）では、現代的な課題への効果的な実習の場として、また、特別支援学校教員免許課程認定をも視野に、今後とも積極的な取り組みを期待する。【103】【104】

- 学校へのインターンシップは、SAT事業との差別化を図り、学校側と連携し、教員を目指す学生の増加につなげるような取り組みとして推進されたい。【105】

ウ 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置

- 学生や教員が自主的に地域交流、地域貢献活動を推進していくためには、地域交流研究センターと市まちづくり交流センター内のサテライトの役割が大きい。特に公務員志望の学生には、地域のまちづくりへの積極的な関わりによって、地域マネジメント能力や地域をデザインする能力の向上につなげられるよう取り組まれない。【111】
- 附属図書館の市民利用について、目標値の貸出冊数は越えている。今後とも市立図書館との連携強化や市広報等を通じ広く周知を行い、一層の市民利用の促進を図られたい。【113】
- 市が設置する各種委員会等への参加により、まちづくり事業へは大学として積極的に参画している。引き続き、大学が、市施策等に積極的に関わり、大学の知的資源が有効に活用できるように取り組まれない。【116】

エ 国際交流の推進に関する目標を達成するための措置

- 学生の語学力向上のため、引き続き交換留学等プログラムを推進する必要がある。【118】
- 市と連携し、留学生と学生、市民が交流できるような取り組み広く周知し、特に小中学生を対象に国際感覚の涵養につながるよう取り組まれない。【121】



④ 業務運営体制の改善及び効率化に関する事項

- |   |                             |
|---|-----------------------------|
| ア | 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置     |
| イ | 教育組織の見直しに関する目標を達成するための措置    |
| ウ | 人事の適正化に関する目標を達成するための措置      |
| エ | 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 |

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
b	3.5	5点	3	12.5%
		4点	10	41.7%
		3点	8	33.3%
		2点	2	8.3%
		1点	1	4.2%
		合計	24	100.0%

※「最小単位別評価の評点平均値」が3.5以上ではあるが、「3点以上の評点が占める割合」については87.5%で90%未満であるため、評定を1段階引き下げ「b評価」とした。

ア 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 会計業務に関し、監査法人に指導・助言業務を委託し、定期的に会計処理等の確認を受けていることは、適正な経理運営の面で評価できる。【133】
- 監査室職員の研修が未実施となっているが、職員の質の向上は、業務の改善につながるため、早急に実施されたい。【134】

以下に掲げる項目の進捗はやや遅れているため、迅速に実施されたい。

- ・ 監査室職員の研修実施 【134】

イ 教育組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 大学の今後の在り方検討委員会の答申を受けての取り組みが、ほぼ未達成となっている。ここでの取り組みは、次期中期目標、中期計画に向けての大学側の意見として反映していくべきであるので、早急に実施されたい。【135】

以下に掲げる項目の進捗はやや遅れているため、迅速に実施されたい。

- ・ 大学の今後の在り方検討委員会からの答申書の具体案の検討 【135】

ウ 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 大学運営の組織体制の整備に向け、有効な人事配置を十分に検討しつつ、計画的な人材確保と人材の育成に向けての努力を期待する。【142】
- 教職員の業績や活動におけるホームページ等での公表については、既に公表可能なデータについては順次、発信するなどスピード感を持って実施されたい。【144】

以下に掲げる項目の進捗はやや遅れているため、迅速に実施されたい。

- ・大学ホームページ上に公開した教員の研究・教育実績一覧項目の見直し【144】

#### エ 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 事務職員の専門性を高めるため、組織的に能力開発に取り組む SD（スタッフ・ディベロップメント）活動については、特にプロパー職員の参加を促し、プロフェッショナルの育成に努められたい。【150】
- 効率的、効果的な事務処理体制の整備については、プロパー職員の計画的採用と育成に努め、常に学生ニーズや時代の要請に対応できるよう積極的に取り組まれたい。【151】

⑤ 財務内容の改善に関する事項

- |   |                            |
|---|----------------------------|
| ア | 運営費交付金に関する目標を達成するための措置     |
| イ | 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置    |
| ウ | 経費の抑制に関する目標を達成するための措置      |
| エ | 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 |
| ウ | 剰余金の適切な活用に関する目標を達成するための措置  |

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
C	3.2	5点	1	7.1%
		4点	4	28.6%
		3点	6	42.9%
		2点	3	21.4%
		1点	0	0.0%
		合計	14	100.0%

※「最小単位別評価の評点平均値」が2.7以上ではあるが、「3点以上の評点が占める割合」については78.6%で90%未満であるため、評定を1段階引き下げ「c評価」とした。

ア 運営費交付金に関する目標を達成するための措置

- 運営費交付金の範囲内で、自主的、自立的な運営の実施がされていることは評価できる。今後も、効率的な法人運営と財務基盤の強化に努められたい。【154】

イ 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 知的財産（特許等）の活用については、規定を早急に整備したうえで、多様な収入源の確保に向けて取り組まれたい。【158】【159】

以下に掲げる項目の進捗はやや遅れているため、迅速に実施されたい。

- ・知的財産権の取り扱いについての規程の整備 【158】【159】【164】

ウ 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 年間を通じた経費削減計画を策定し、経費の削減に努められたい。【160】
- 財務経営状況や会計制度に関する研修については、教職員の参加を促し、コスト意識、財務に関するモラルの向上に努められ、教職員の更なる資質向上が図られることを期待する。【161】
- 職員の時間外業務については、業務量と時間外勤務時間等の推移を検証し、業務

の平準化と職員配置の適正化を行い、トータルでコスト削減となるような取り組みを図られたい。【162】

エ 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置

- 保有資産の有効活用について更なる効率化を図られたい。【163】
- 資金運用については、定期預金以外の資産運用について検討し、更なる効率的な運用を図られたい。【165】

オ 剰余金の適切な活用に関する目標を達成するための措置

- 剰余金の使途は「教育研究の質の向上及び組織運営の改善」について承認されている。教育研究の充実発展に向けての新たな戦略的事業が、図書館エントランス、2号館の改修などハード事業に留まっているため、ソフト事業を含め、更なる剰余金の有効かつ柔軟な活用に努められたい。【167】

⑥ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する事項

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a	3.6	5点	2	28.6%
		4点	0	0.0%
		3点	5	71.4%
		2点	0	0.0%
		1点	0	0.0%
		合計	7	100.0%

- 地方独立行政法人法の制度としての基本理念の柱の一つは「透明性」である。自己点検・評価については、事業報告書がホームページで公表されているが、事業報告書は、よりわかりやすい形で公表することに努められたい。【168】

⑦ その他業務運営に関する重要事項

- ア 施設整備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
- イ 安全管理に関する目標を達成するための措置
- ウ 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置
- エ 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
b	4.0	5点	6	25.0%
		4点	14	58.3%
		3点	1	4.2%
		2点	3	12.5%
		1点	0	0.0%
		合計	24	100.0%

※「最小単位別評価の評点平均値」が3.5以上ではあるが、「3点以上の評点が占める割合」については87.5%で90%未満であるため、評定を1段階引き下げ「b評価」とした。

ア 施設設備の整備・活用に関する目標を達成するための措置

- 施設のライフサイクルコストを抑えていくよう、保守や修繕の実施を図り、効率的に既存施設の改修や整備に努められたい。【172】【174】

イ 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 全学的な危機管理体制については、防災マニュアルを改定し、学生向けにも防災行動マニュアルを作成するなど、順調に体制作りがなされている。【178】【179】
- また、授業科目として「災害と地域社会」を開設するなど、学生の地域における防災意識を向上させている。本年2月の豪雪時にも、大学生が積極的に雪かきボランティア等に参加していたことなどは、大きな成果と言える。【180】

ウ 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 情報セキュリティポリシー関係規程等の整備については、昨今の個人情報流出事件等に鑑み、早急に取り組まれたい。【184】

以下に掲げる項目の進捗はやや遅れているため、迅速に実施されたい。

- ・情報セキュリティポリシー関係規程等の整備【184】

#### エ 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

- 廃棄物削減計画の策定は、平成 24 年度から進捗が見られないので、早急に取り組みたい。【188】
- 学生卒業時の不用品リサイクルのための場所の提供、処理業者への委託料の支出などの支援が実施されていることは、環境へ配慮した取り組みとして、また、学生の環境に対する意識の向上につながるものとして評価できる。【189】
- 学生向けの環境教育としては、授業科目が開講されている。環境教育が大学の特色の一つであることをさらにアピールしていくためにも、環境に関する研究内容の積極的な公表や全学的な環境意識の向上に向けた取り組みの更なる充実を期待する。【190】

以下に掲げる項目の進捗はやや遅れているため、迅速に実施されたい。

- ・ 廃棄物削減計画の策定と実施【188】

### 3 法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項

#### (1) 教育の質の向上に関する事項

##### ア 教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 文部科学省へ中学校 1 種（理科）免許課程認定申請を行う。【2】 3 → 2
- TOEIC IP テストの増加を図る。【8】 3 → 5
- 教員像を明確にし、教員免許取得希望者へ明示する。【14】 3 → 2

#### (3) 地域社会への貢献に関する事項

##### ウ 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置

- 継続して図書館における学外利用者の貸出延べ件数 350 冊以上を目標とする【113】 4 → 5

- 文大名画座を2回開催する。【114】

4
---

 → 

1
---

## VIII 法人に対する勧告

なし

## IX 法人からの意見の申し出とその対応

平成26年8月25日に評価書原案を法人に提示し意見照会を行った結果、同日付けで、「意見はない」旨回答があったことから、評価書原案を評価書として確定した。

## X 項目別評価結果総括表

(別表のとおり)

注1：「VII 評価の結果 1 総合的な評定」欄には、全体評価に係る評定及びその理由を記載する。

注2：「VII 評価の結果 2 概況」欄には、当該年度の法人の業務運営における特徴的な事項、長所、問題点等に関し、評価の目的を達成するため、説明を付すことが適当と判断した事項、特記することが適当と判断した事項等について記載する。

注3：「VIII 法人に対する勧告」は、法人に対し必要な措置を求める必要があると判断した事項について記載する。



平成25年度の事業年度評価に係る項目別評価結果総括表

区分 (大項目) (中項目)	中期計画 項目数	最小単位 別評価の 対象項目 数(年度計 画項目数)	最小単位別評価の評点の内訳(個数)						最小単位 別評価の 評点平均 値	前年	最小単位別評価の評点の内訳(構成割合(%))							前年	大項目別 評価 (評定)	大項目 のウエ イト
			5点	4点	3点	2点	1点	計			5点	4点	3点	2点	1点	計	3点以上の 評点が占 める割合			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		⑰	⑱
<b>第1 教育の質の向上</b>	85	155	45	42	50	16	2	155	3.7	38	29.0	27.1	32.3	10.3	1.3	100.0	88.4	87.7	a→b	0.2
1 教育の成果に関する目標を達成するための措置	21	47	15	8	16	7	1	47	3.6	4.0	31.9	17.0	34.0	14.9	2.1	100.0	83.0	90.7		
2 教育内容等に関する目標を達成するための措置	27	41	11	12	15	3	0	41	3.8	3.8	26.8	29.3	36.6	7.3	0.0	100.0	92.7	92.3		
3 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	19	42	15	11	12	3	1	42	3.9	3.9	35.7	26.2	28.6	7.1	2.4	100.0	90.5	90.2		
4 学生への支援に関する目標を達成するための措置	18	25	4	11	7	3	0	25	3.6	3.3	16.0	44.0	28.0	12.0	0.0	100.0	88.0	69.6		
<b>第2 研究の質の向上</b>	15	15	4	9	2	0	0	15	4.1	3.3	26.7	60.0	13.3	0.0	0.0	100.0	100.0	66.7	a	0.2
1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	6	7	3	3	1	0	0	7	4.3	3.9	42.9	42.9	14.3	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0		
2 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	9	8	1	6	1	0	0	8	4.0	2.9	12.5	75.0	12.5	0.0	0.0	100.0	100.0	37.5		
<b>第3 地域社会への貢献</b>	21	48	19	12	13	2	2	48	3.9	4.0	39.6	25.0	27.1	4.2	4.2	100.0	91.7	93.5	a	0.1
1 「教育首都つる」の推進に関する目標を達成するための措置	1	2	1	0	1	0	0	2	4.0	4.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0		
2 教育機関との連携に関する目標を達成するための措置	9	14	7	5	1	1	0	14	4.3	4.1	50.0	35.7	7.1	7.1	0.0	100.0	92.9	85.7		
3 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置	7	18	8	2	7	0	1	18	3.9	4.1	44.4	11.1	38.9	0.0	5.6	100.0	94.4	100.0		
4 国際交流の推進に関する目標を達成するための措置	4	14	3	5	4	1	1	14	3.6	3.8	21.4	35.7	28.6	7.1	7.1	100.0	85.7	92.9		
<b>第4 業務運営体制の改善及び効率化</b>	32	24	3	10	8	2	1	24	3.5	3.5	12.5	41.7	33.3	8.3	4.2	100.0	87.5	95.8	a→b	0.2
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	13	7	2	2	2	0	1	7	3.6	3.9	28.6	28.6	28.6	0.0	14.3	100.0	85.7	100.0		
2 教育組織の見直しに関する目標を達成するための措置	2	2	1	0	0	1	0	2	3.5	4.5	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	100.0	50.0	100.0		
3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	13	11	0	7	3	1	0	11	3.5	3.1	0.0	63.6	27.3	9.1	0.0	100.0	90.9	90.9		
4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	4	4	0	1	3	0	0	4	3.3	3.3	0.0	25.0	75.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0		
<b>第5 財務内容の改善</b>	14	14	1	4	6	3	0	14	3.2	3.7	7.1	28.6	42.9	21.4	0.0	100.0	78.6	92.3	b→c	0.2
1 運営費交付金に関する目標を達成するための措置	1	1	0	0	1	0	0	1	3.0	-	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	-		
2 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	5	4	0	2	0	2	0	4	3.0	3.3	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0	50.0	75.0		
3 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	3	4	1	1	2	0	0	4	3.8	4.3	25.0	25.0	50.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0		
4 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	3	3	0	0	2	1	0	3	2.7	3.0	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	100.0	66.7	100.0		
5 剰余金の適切な活用に関する目標を達成するための措置	2	2	0	1	1	0	0	2	3.5	4.5	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0		
<b>第6 自己点検・評価及び当該条項に係る情報の提供</b>	4	7	2	0	5	0	0	7	3.6	4.0	28.6	0.0	71.4	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	a	0.05
<b>第7 その他業務運営</b>	19	24	6	14	1	3	0	24	4.0	3.6	25.0	58.3	4.2	12.5	0.0	100.0	87.5	81.8	a→b	0.05
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	6	6	1	4	0	1	0	6	3.8	3.8	16.7	66.7	0.0	16.7	0.0	100.0	83.3	100.0		
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	3	7	4	3	0	0	0	7	4.6	3.7	57.1	42.9	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	66.7		
3 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	5	4	0	3	0	1	0	4	3.5	3.0	0.0	75.0	0.0	25.0	0.0	100.0	75.0	66.7		
4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置	5	7	1	4	1	1	0	7	3.7	3.6	14.3	57.1	14.3	14.3	0.0	100.0	85.7	85.7		
<b>単純合計(ウェイト非考慮)</b>	190	287	80	91	85	26	5	287	3.7	3.7	27.9	31.7	29.6	9.1	1.7	100.0	89.2	88.0		
<b>全体評価(総合的な評定)</b>									3.7	3.7	21.7	36.9	30.8	9.1	1.5	100.0	89.4	86.7	A	1.00

